

○東京藝術大学大学院美術研究科再入学に関する取扱い
内規の制定について

〔平成 30 年 11 月 8 日〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 29 条の規定に基づき、大学院美術研究科における再入学の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(再入学後の在学年限)

第 2 条 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数（1 年未満の端数は切捨てる。）を合算して、大学院学則第 12 条に定める期間内とする。

修士課程 3 年

博士後期課程 5 年

(再入学の出願資格等)

第 3 条 再入学の出願資格は、次の各号に該当する者とする。

(1) 願い出により退学した者

(2) 再入学時に、退学後 5 年以内の者。ただし、再入学時に退学後 6 カ月未満の者は出願できない。

(3) 退学前と同じ研究室またはそれに準じる研究分野（博士後期課程においては研究領域）への再入学を志願する者

(4) 退学前の取得単位及び再入学後の在学年限の状況から成業の見込みがある者

(再入学の時期)

第 4 条 再入学の時期は、大学院学則第 24 条の規定に基づき、4 月とする。

(再入学の出願時期)

第 5 条 再入学の出願時期は、再入学を希望する年度の前年度の 12 月 10 日までとする。ただし、当該日が土曜日又は日曜日の場合は、翌月曜日とする。

(再入学の出願)

第 6 条 再入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて提出しなければならない。

(1) 再入学申請書

(2) 写真（4 × 3 cm、裏面に出願者の氏名を記入したもの）2 枚

(選考)

第7条 再入学者の選考は、大学院学則第29条の規定に基づき、再入学先の専攻の定める方法により行う。

(入学年次)

第8条 再入学者の入学年次は、退学時に在籍した年次とする。ただし、退学時が学年末の場合は、それに引き続く年次とする。

(教育課程表)

第9条 再入学者の教育課程表については、原則として再入学する年度の教育課程表を適用する。ただし、研究指導上必要があると認められる場合については、教務委員会で別に定めることができる。

(単位の認定)

第10条 退学前の教育課程表と再入学する年度の教育課程表で異同のない科目については、退学前の在学時に本研究科で修得した単位を、大学院学則第18条又は第19条に規定する修了要件単位に算入することができる。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、大学院学則を準用する。

附 則

この内規は、平成30年11月8日から施行する。